

**平成24年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成24年3月9日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第 22号 七戸町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 23号 七戸町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第 24号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 25号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 26号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 27号 七戸町介護サービス事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 28号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 29号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 30号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議案第 4号 平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第 5号 平成23年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第 6号 平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 7号 平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第 8号 平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 9号 平成23年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第10号 平成23年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第11号 平成23年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第12号 平成23年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 予算審査特別委員会審査報告

議案第 13 号 平成 24 年度七戸町一般会計予算
 議案第 14 号 平成 24 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
 議案第 15 号 平成 24 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 16 号 平成 24 年度七戸町介護保険特別会計予算
 議案第 17 号 平成 24 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
 議案第 18 号 平成 24 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
 議案第 19 号 平成 24 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
 議案第 20 号 平成 24 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 21 号 平成 24 年度七戸町水道事業会計予算

日程第 20 議案第 31 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 23 陳情第 1 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
 日程第 24 発議第 1 号 公的年金 2.5% の引き下げに反対する意見書 (案)
 日程第 25 請願第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本法」 (仮称) の制定を
 求める意見書提出に関する請願書
 日程第 26 発議第 2 号 「こころの健康を守り推進する基本法」 (仮称) の制定を
 求める意見書 (案)

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 22 号 七戸町課設置条例の一部を改正する条例について
 日程第 2 議案第 23 号 七戸町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例に
 ついて
 日程第 3 議案第 24 号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
 いて
 日程第 4 議案第 25 号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
 日程第 5 議案第 26 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
 日程第 6 議案第 27 号 七戸町介護サービス事業基金条例の一部を改正する条例に
 ついて
 日程第 7 議案第 28 号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
 日程第 8 議案第 29 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減
 少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
 日程第 9 議案第 30 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数
 の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 日程第 10 議案第 4 号 平成 23 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算 (第 8
 号)

- 日程第11 議案第 5号 平成23年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第 6号 平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 7号 平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第 8号 平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 9号 平成23年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第10号 平成23年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第11号 平成23年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第12号 平成23年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 予算審査特別委員会審査報告
- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第13号 | 平成24年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第14号 | 平成24年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第15号 | 平成24年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第16号 | 平成24年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第17号 | 平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第18号 | 平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| 議案第19号 | 平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第20号 | 平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第21号 | 平成24年度七戸町水道事業会計予算 |
- 日程第20 議案第31号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 陳情第 1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
- 日程第24 発議第 1号 公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書（案）
- 日程第25 請願第 1号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第26 発議第 2号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）

○出席議員（16名）

議長 16番 白石 洋 君 副議長 15番 天間 清太郎 君

1 番	呷	清	悦	君	2 番	岡	村	茂	雄	君		
3 番	附	田	俊	仁	君	4 番	佐	々	木	寿	夫	君
5 番	瀬	川	左	一	君	6 番	盛	田	恵	津	子	君
7 番	田	嶋	弘	一	君	8 番	田	嶋	輝	雄	君	
9 番	三	上	正	二	君	10 番	松	本	祐	一	君	
11 番	二	ツ	森	圭	吉	君	12 番	工	藤	耕	一	君
13 番	田	島	政	義	君	14 番	中	村	正	彦	君	

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	小	又	勉	君	副	町	長	大	平	均	君															
総	務	課	長	似	鳥	和	彦	君	支	所	長	米	内	山	敬	司	君										
企	画	財	政	課	長	天	間	勤	君	税	務	課	長	花	松	了	覚	君									
町	民	課	長	澤	田	康	曜	君	社	会	生	活	課	長	森	田	耕	一	君								
健	康	福	祉	課	長	田	中	順	一	君	会	計	課	長	楠		章	君									
農	林	課	長	神	山	俊	男	君	新	幹	線	建	設	対	策	課	長	天	間	一	二	君					
建	設	課	長	米	田	春	彦	君	商	工	観	光	課	長	瀬	川	勇	一	君								
上	下	水	道	課	長	鳥	谷	部	宏	君	城	南	児	童	館	長	向	中	野	良	一	君					
教	育	委	員	会	委	員	長	中	村	公	一	君	教	育	長	倉	本	貢	君								
学	務	課	長	附	田	繁	志	君	生	涯	学	習	課	長	渡	部	喜	代	志	君							
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	小	原	信	明	君	中	央	公	民	館	長	二	ツ	森	政	人	君			
南	公	民	館	長	山	谷	栄	作	君	農	業	委	員	会	会	長	天	間	正	大	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	木	村	正	光	君	代	表	監	査	委	員	野	田	幸	子	君			
監	査	委	員	会	事	務	局	長	佐	野	尚	君	選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	松	下	喜	一	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	澤	田	康	曜	君												

○職務のため会議に出席した事務局職員

事	務	局	長	佐	野	尚	君	事	務	局	次	長	築	田	政	光	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成24年第1回七戸町議会定例会は成立をいたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これより、3月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○一般質問並びに予算審査特別委員会における質問事項の答弁

- 議長（白石 洋君） 議案審議に入る前に、一般質問並びに予算審査特別委員会における質問事項2点について、企画財政課長より答弁があります。

企画財政課長。

- 企画財政課長（天間 勤君） それでは、3月5日の松本議員の一般質問の中で町長の答弁漏れがありましたので、答弁いたしたいと思えます。

モニタリングポストの価格は幾らなのかということでしたけれども、調査したところ、設置費用を含めて1,200万円になるそうです。また、年間の保守点検料は約250万円ぐらいかかる見込みだそうです。

それから、次に、去る3月7日の一般会計歳入歳出全般の質疑の中で、24ページの、15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の説明欄の、21年度予算と24年度予算と、予算の計上額が同額なものもあれば違うものがあるが説明してもらいたいということについて回答いたします。

東日本電信電話株式会社、東北電力株式会社については、宅地に設置した電柱1本は1,500円、山林については1本200円、その他については1本180円となっております。ずっと価格は同じとなっております。また、その他の貸付料については、契約当初時または契約期間更新時の路線価格方式評価額にて算定しているもので、ちょっと価格が違う場合もございます。

以上でございます。

○日程第1 議案第22号

- 議長（白石 洋君） これより、議案審議に入ります。

日程第1 議案第22号七戸町設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第23号

○議長（白石 洋君） 日程第2 議案第23号七戸町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止するのですが、これは、そこに提案理由がついているのですが、これだけではちょっとわかりかねるので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（白石 洋君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） お答えいたします。

特殊勤務手当は、税務手当と感染症の手当がございまして、今回、24年度から、時間外手当を、いわゆるもとの形、今までは、ここ二、三年は、例えば100分の125を支給するのを、25支給して、あとは代休措置をとっておりましたが、課によっては代休が非常にふえて、消化できないという課も出てきましたので、時間外手当を通常の100分の125に戻した次第でございます。それで、税務手当はこれで終了といいますか、例えば郡内でも、七戸を除いて6町村のうち、4町村はもう税務手当を廃止しているという状況でございまして、それで、今回、時間外手当ももとに戻したということで、税務手当を廃止した次第でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 税務課の職員が、滞納の処理のためにかなり苦勞しているわけですから、その辺のことも十分考えていただきたいと思います。要望です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第24号

○議長(白石 洋君) 日程第3 議案第24号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第25号

○議長(白石 洋君) 日程第4 議案第25号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第26号

○議長（白石 洋君） 日程第5 議案第26号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1番。

○1番（呷 清悦君） 入居者資格に係る収入金額を定めるためということが書かれていますけれども、これは法律に基づいて、この第6条の2と3のところの金額、21万4,000円と15万8,000円の算出の根拠を教えてください。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 前年度といたしますか、23年度の場合は、22年度の収入を申請していただきまして、それを12カ月で割って、それで算出するものでございます。

○議長（白石 洋君） 1番、よろしいですか。

1番。

○1番（呷 清悦君） 済みません、質問の仕方が悪かったと思います。この法律によって、全国一律に決まっているものなのか、ある程度、これは市町村で決められるものなのか、そこを教えてください。

○議長（白石 洋君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） これは法律で定められてございますので、それで、今回、改正したところでございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第27号

○議長(白石 洋君) 日程第6 議案第27号七戸町介護サービス事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号七戸町介護サービス事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第28号

○議長(白石 洋君) 日程第7 議案第28号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) 介護保険条例が変わるわけですが、これによって基準額が正確にどれぐらいになるのか、第4期に比べて、どれぐらい上がったのか、基準額の月額についてであります。

二つ目は、この掛金を決めるに当たって、町の介護基金をどの程度崩したのか。

そしてまた、県での財政安定化基金をどれぐらい崩して、この引き下げに使っているか、何に使っているか、その財政安定化基金を取り崩しているのか、この3点をお伺いします。

○議長(白石 洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、3点御質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず、月額基準額でございますが、5,896円でございます。第4期、今は5,080円ですので、816円の月額増額になります。

それから、2点目の、基金をどれぐらい投入するのかということでございますが、第5期、3カ年にわたりますけれども、今の予定しているのが、準備基金が7,620万円投入することになります。

それから、県のほうに積み立てしている、県の財政安定化基金でございますけれども、それについては約1,250万円が交付になりますので、それを保険料に充当するというようにしてございます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 12月の定例会で私がこのことについて質問をしたら、1,000円ぐらい上がって、6,000円いくのではないかというふうな話をしていたわけですが、とにかく6,000円を超えるのはだめだと、何としても引き下げてもらいたいということで、今伺いすると、安定化基金や、それから町の基金を、およそ8,800万円ほど繰り入れて安くしているわけです。こういうふうに介護保険が上がっていくのは、もちろん介護給付がふえるからそれは上がっていくわけなのですが、いわゆる国の補助、助成の問題があるわけです。それで、伺います。もし、今、6段階に介護保険がなっているのですが、これを9段階にして、要するに、低所得者などに対する対策を立てれば、低所得者への対策ということで、国からの助成というのをもらえないでしょうか。

以上。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えをいたします。

ただいまの御質問の趣旨は、今、私どものほうで上程させていただいたのは、6段階ということで提案させていただきましたが、それを9段階で条例できないのかというお話でございますけれども、この条例の改正に当たりましては、町のほうで介護保険の運営協議会というのがございまして、そちらのほうに諮問というのですか、意見のほうをちょうだいしてやっておりまして、今年度、今期並みの6段階でいいのではないかという承認を得ております。仮に、9段階というお話でございますけれども、国の方針としては、9段階になったとしても、いわゆる低所得者への関係が反映されないというのでしょうか、そういう実情にあります。仮に町独自でやったとした場合、今度は、一番段階の高い最高額のほうをいただく、うちのほうで言う6段階、今度はこちらのほうに額がはね返ってきますので、低い層を仮に下げれば、今度は高い額、所得の多いほうに今度はね返ってきますので、6段階でやるのがおおむね妥当なのではないかということで承認をいただいております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。ほかにありませんか。

2番。

○2番（岡村茂雄君） 今、6段階のほうは9段階に分けるより、所得の多い人に負担が行くということなのですけれども、標準的に考えるのは、それが正当ではないかなと思いますけれども、いわゆる所得割負担というのが、これは最も通常的な考え方ではないかと思えますけれども、その辺の考え方を伺います。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 所得割負担といいますと、ちょっとその辺が、私、今、理解不足なのですけれども、いわゆる6段階でやる……。

○議長（白石 洋君） 課長の先ほどの答弁の中で、いわゆる9段階にした場合において、低所得者の方々のことはいいかもわからないけれども、そのことによって高額所得の方にはね返っていきますよということを答弁したのですね。ですから、そのことによって、岡村議員のほうから、それで、いいと言うとおかしいけれども、そういうようなことでいいのではないのということを言っているわけですよ。そうですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのことで、もう一度答弁をお願いいたします。

○健康福祉課長（田中順一君） 大変失礼しました。仮に、いわゆる基準額というのがありまして、その基準額に調整率というのが入ってきます。簡単に言いますと、第1段階の方は調整率が0.5ということになるのですが、仮に9段階ということになれば、その調整率は、一番下の階層ではなくて、いわゆる基準となる4段階を中心として調整になることとなりますので、一番階層の低いほうにはね返るということはほとんどないわけでございます。むしろ、逆に、一番保険料を納めている方に余計しわ寄せが来るというのでしょうか、そういう形になるものですから、6段階がおおむね妥当ではないのかなというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

2番。

○2番（岡村茂雄君） 段階を変えるということは、さまざま、こういうひずみがあるのはわかりますけれども、さきの答弁で、考え方として、高所得者のほうに負担が行くから6段階にしたという、そういう答弁だったものですから私は質問したわけなのですけれども、それはわかります。

もう一つは、医療費なんかを見れば、予算を見ても2%、3%の伸びなのですが、その中で、保険料だけが17%と負担が大きく伸びなければならないのか、この辺、何か仕組み上の関係があるのでしょうか。医療費が伸びて、それに負担がふえていくというのはわかりますけれども、去年あたり見ますと、医療費、出ているように、2%、3%来ていま

すよね、伸び率が。今の改定で保険の平均ですけれども、調定額見ますと17%以上ふえているわけなのです、予算書にもありますが。何で保険料だけが突出してふえたのか、負担がふえたのか、その辺、何か仕組みといいますか、予算書を見てわかると思いますけれども、保険料も17%ふえていますよね。ただし、介護費は0.3%ぐらいしか伸びていないのですけれども、役場の持ち出しも同じくらい、2%程度しか伸びていないのですが、なぜ、保険料だけ17%も上げなければならなかったのか、その辺を御説明願います。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えします。

第5期で、今、給付費を見ているのが、約64億円です。23年度までは、55億円を見込んでおりました、その伸びは18%になっています、という見込みを立てています。保険料については、16%の見込みを立てておりました、本来であれば18%の伸び、保険料を見なければならぬのですが、その2%程度、基金とかそういうものを活用して引き下げをしたという試算となっております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 2番。

○2番（岡村茂雄君） 介護費が幾らでしたか、かなり伸びているみたいな、単純に見て、予算書で見れば、保険給付費が3.9%ということになっていますが、何か、説明が違うみたいな気がします。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

1番。

○1番（听 清悦君） 今の話を聞いていて確認したいことですが、国の制度で保険料は、もう、町としては、収入も支払うのも総額は変わらないとして、その低所得者と高額所得者のところで負担を変えれるとすれば、そこは町として変える余地はあるということなのですか、その低所得者の負担を減らそうと思えば、高額所得者のほうに保険料が高くなるということで負担が行くけれども、その逆をやろうとすれば、できるという。その6段階でやっても。

○議長（白石 洋君） 1番議員さん、大変恐縮ですが、もう一度質問をし直していただ

きたいと思います。恐縮です。

○1番（**听 清悦君**） 6段階の場合、基準となる4段階で、それぞれの保険料が決められたということですが、低額所得者の保険料の負担を減らそうとすると、その分が、逆に高額所得者のほうの保険料を上げることになる、全体では同じだとしても。全体として、総額バランスとろうとすると、その低額所得者の保険料を下げた分、高額所得者のほうに負担がふえるという答弁だったと理解しているのですけれども……。 （発言する者あり）

わかりました。

○議長（**白石 洋君**） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**白石 洋君**） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

4番。

○4番（**佐々木寿夫君**） 私は、介護保険料の引き上げ、月800円ですから、年金で言うと、もらうときには、今までよりも、2カ月分ですから1,600円もふえると。年金がこの4月から減らされて、さらにこの年金から介護保険料や国保税、65歳以上になると、こういうものが取られるわけですから、町民の生活というのは本当に大変だし、年金暮らしのお年寄りにとってはすごい打撃になると思うわけです。そういう意味で、この介護保険料の引き上げというのは、本当に認めるわけにはいきません。しかしながら、七戸町の対策を見ていると、例えば介護保険を使って住宅の手すりを直すとか、あるいは、さまざまな道具を買うときには、現物支給になっております。これは、非常にすぐれた制度で、要するに、直した場合でも、国からの補助分を差し引いて払えばいいわけですから、償還払いと違って非常にすぐれた制度であります。多くの町村が、これをやっていない町村もたくさんあります。それから、低所得者に対しては、施設に入った場合に国からのさまざまな援助もあるわけです。町でも、介護保険準備基金を取り崩したり、財政安定化基金を県に出しているのですが、これも取り崩してやって、とにかく少なくするために努力をしているわけですが、先ほど述べたように、町民の生活の苦しさを考えると、認めるわけにはいかない、こういうことで反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（**白石 洋君**） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**白石 洋君**） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**白石 洋君**） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。
本案の採決は、起立採決とします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(白石 洋君) 起立多数であります。

したがいまして、議案第28号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○日程第8 議案第29号

○議長(白石 洋君) 日程第8 議案第29号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第30号

○議長(白石 洋君) 日程第9 議案第30号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第4号

○議長(白石 洋君) 日程第10 議案第4号平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページ、11款2項1目民生費負担金から、12ページ、14款2項8目災害復旧費補助金まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、13ページ、15款1項1目財産貸付収入から、14ページ、20款1項1目総務債まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、歳出に入ります。

15ページ、1款1項1目議会費から、21ページ、4款2項3目下水処理費まで発言を許します。

9番。

○9番(三上正二君) 16ページ、6目の企画費、コミュニティバスのことですが、今運行されているのは、土日祭日を除く日に運行されていると思います。それを、例えば町中でイベントがありますよね、イベントには、七戸支所と本所のほうのシャトルバスも走られているのですけれども、例えば秋まつりやまける日など、いろんなイベントがあると思いますが、開催される日は、土日とか祭日とかにかかるほうが多いのですよね。だから、そうすると、車のある人たちはいいのですけれども、車のない人たちは、何とかそのイベントのときにコミュニティバスを運行してくれないかと、ただ、秋まつりのときは、町中へは入れないけれども、その辺のところをやるという考え方はないのでしょうか。

○議長(白石 洋君) 企画財政課長。

○企画財政課長(天間 勤君) 三上議員にお答えいたします。

まず、そういう要望等があれば検討していかなければならないのかなと思っています。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 要望があってしゃべっているのもあって、ただ、それがどの程度の範囲で、どこまでこのイベントというものが、ピンからキリまであると思いますので、その辺はこれから検討するにしても、ぜひ、そういう要望があって、何ぼ町へ、いろんなイベントかけてシャトルバスといたって、シャトルバスで町中に来ることができないのだから、そういう意味合いも含めて、シャトルバスはシャトルバスで意味あると思いますけれども、そういう形で、どこらまで、何時かの時間帯はどうか、それはちょっとこれから検討しなければならぬと思いますけれども、ぜひそういう形で、要望があってしゃべっていますので、よろしく頼みます。

○議長（白石 洋君） 要望でよろしいですか。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、22ページ、6款1項1目農業委員会費から、27ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

9番。

○9番（三上正二君） 22ページ、7目の農業振興費、この中で、6次産業化推進事業補助金とあるのですが、予算のときにもちょっと話したのですが、町長は、これは目玉商品の一つだと。確かにそのとおりだと、考え方としてはいいのです。ただ、その運用がどうなのか、どうかがわからないけれども、300万円の予算が231万円も減額されているわけですね。だから、せっかく町長はああいうふうにならないうちで、何でこういうふうになっているのか。もしかすると、それで先ほど、一部ですけれども、補助事業の関係でも言ってきたけれども、団体またはグループが農林水産物の生産をベースとした加工、販売、サービスの提供など、農業の6次産業化に取り組むための事業でこれを出すと。ただし、国、県の補助金の対象となる事業は除くという形なのです。その下に今度、補助金の対象外となるものもあるわけですね。いずれにしてみても、なかなか、この生産物とかそういう形になれば、町長は本当にこれに力を入れているという形で、なぜこんなに、使ったのは要するに70万円程度である。だから、何か、この運営の方法があるのか、もう少し見直しする形のことにはあるのか、まずそれを先に伺います。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 御指摘のとおり、23年度の当初予算で300万円の補助金を計上してございましたけれども、今の段階で、1団体だけしか取り組まなかったと、23年度は、22年度は4団体取り組みがございました。その中で、なかなか、アイデアを出すという難しい部分もございます。6次産業化事業に取り組むには非常に厳しさも、アイデアを生み出すという厳しさもございますけれども、我々のPR不足、そういう面の不

足もあつたかも知れませんが、今後、今までに広報してまいりました以上の、別な広報の仕方も考えてまいりたいと考えております。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） これも、きのう、おとといかな、カシスのソフトの話もしたのですけれども、例えば、現実的に、その後で私ずっと考えるのです、もし、仮にそれをやるとしても、七高さんでやったと。では、この6次産業化の形の中で、官学民という形になったときには、例えば、言い方はおかしいかもしれないけれども、つつじ祭りってありますよね、例えば、カシスのソフトは非常にうまかった、でも、これ一つで売り物にならないわけです。そうしたら、バラのソフトもという考え方もあるし、いろんな、バラエティに富んでこそ初めて、売り物って商売になるのですけれども、そこまで考えたときには、例えば、七戸はつつじが有名なものだから、つつじのソフトというのも考え方のベースにあってもいいと思うのです。そうすると、七高さんあたりとタイアップして、そういう、どの団体でもいいのだけれども、そういう形でもこれ、6次産業化の対象になるのでしょうか。この中には、生産物をベースにしたとあるのですけれども、それがなければ、七戸町にある産物をベースにして加工ということにならないのですか。

それから、町内とかその参加というかな、その希望する資格の範囲というのはどの程度なのでしょうか。例えば、私の場合も、青森市が農商工連携やっている補助金を出している形で、私自身も入っているのですよね。だから、そういう形で、七高の場合は、間違いなく町民に入るのかな、どうなのか、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えします。

この補助金の交付要綱、当初定めました中に、町内の団体、グループということでありますので、当然、七戸高校、それからカシスの会、いずれも町内のグループ、団体であると認識しております。

それから、町外の方とタイアップして6次産業化に取り組むという場合、ここの部分は、主体的な、メインな部分が七戸町内にあればということと理解してはおりますが、ケース・バイ・ケースで、この辺もまた検討していかなければならない課題になってくるのかなとは感じております。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） わかりました。そういう形になったっけ、物がなければならぬ、それから、加工しなければならぬ、販売する、そこまでいいのです。でも、販売でやるときには、例えばイベントか何かというのは年に何回かしかないわけですので。特に、この前も言いましたけれども、ソフトクリームというのは恒常的な形でやらなければ意味がない。だから、そういう形になって、例えば道の駅、町の駅、七戸駅かな、そういう形で、いろんな形でやるときには、ただ、スタートの時点で、なかなかこれ、全部、だれかが売るといふか、だれかに委託するか、自分たちが行って売らなければならぬ、だ

れかを雇うか、そういうふうになったときには、この恒常的にやれば、その人件費とか、その経費の一部というのも対象になるものでしょうか。すべてということにはならないでしょうけれども。その辺はどうなのでしょう。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 6次産業化の補助金というのは、6次産業化を進める足がかりの手伝いという部分がメインとなっている考え方もございまして、人件費まではちょっと補助対象の経費にはなってございません。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、27ページ、10款1項2目事務局費から、34ページの13款2項9目教育福祉援助基金費まで発言を許します。

7番。

○7番（田嶋弘一君） 28ページ、最後、19節、ここずっと、子供の遠征費が約3分の1、ないような形なのだけれども、これだけの予算をとりながら、常に減額補正という感じですけども、これについて、教育委員会、教育長なり、討論した経緯があるのですか。

○議長（白石 洋君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） お答えいたします。

この件については、そういう討論をしたことはございません。この補助金については、きのう申し上げましたように、当初予算では328万円、予算計上をしているわけですけども、その年度の、選手の小・中の活動、県大会以上の勝敗によって左右しています。特に今年度において100万円というのは、昨年度と違って、野球とか団体競技の出場が少なかった、こういうふうなことで、今回、昨年43万円から100万円とふえているのが現状でございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） その内容はこの間も聞いてわかっているのですけれども、その遠征費をすべてクリアできるぐらいのスポーツの振興に対して、衰退しているからどういう努力をしているのですかという話を教育長のほうから答弁お願いします。

○議長（白石 洋君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） お答えいたします。

確かに、昨年度から比べて、今年度は、今、学務課長がお話ししたように、東北大会、全国大会に参加する状況が低いというようなことであります。これは、それぞれの学校で、日ごろ一生懸命頑張った成果の結果がそういう状況にあるわけですけども、教育目標の中にも、健康な体、体力づくり、あるいは、いろんな面で、そういう部分にも力を入れていかなければならないというようなことで、新年度に向かって、校長会等を通し

て、頑張るように激励していきたいなど、こう思っております。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 33ページの特別会計繰出金の中の4番、5番、公共下水道と農業集落排水、下水の全体的な話になるのですが、私たちの下流には小川原湖という大きな湖が控えていて、その中の水質汚濁が最近非常に問題になってきているのは周知の事実だと思うのですね。その中で、おととい、8番議員が公共下水道の話で、加入率の問題等も出されていましたが、計画のある区域の住宅は、それで加入率を上げていけばいいという話なのですけれども、そうではない地域の、要は、家庭排水の、極端な話、たれ流しといいますか、そういうのが、現状、いっぱいあるわけなのですよね。町では、合併浄化槽の助成金を出して、そっちのほうで対応ということも取り組んでいるのはわかっているのですが、どうもその補助率のもうちょっと検討が必要なのではないかなというふうに考えているのですけれども、そこについて、どういうふうに取り組んでいるのかお答え願えますか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（森田耕一君） お答えいたします。

補助率につきましては、これは、国、それから県、町の事業の補助率の内容でございませぬけれども、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの補助の対象となつてございます。それで、現在、5人槽の場合は28万1,000円、それから、6人槽から7人槽までは32万8,000円、それから、8人槽から10人槽までは41万6,000円というふうな補助で、今年度で6年間継続してございませぬけれども、単価については毎年同じ単価で助成してございます。

それで、ちなみに、年間45基を予定して予算のほうは計上してございます。今年度は、29基で現在決算の見込みとなつてございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（三上正二君） 30ページの10款教育費、その中の中央公民館費の8節と、それから南公民館費も同じ8節ですな、講座とか講習会とかやったものだと思うのですけれども、どちらも減額補正されているのですけれども、やらなかったのか、それとも安い講師と言えども、どういふふうな内訳、どうしてこういうふうになったのか。

○議長（白石 洋君） 中央公民館長。

○中央公民館長（ニツ森政人君） それでは、三上議員にお答えいたします。

まず、講師謝礼金の17万3,000円の減額でございませぬけれども、これは、全行程をやっております。ただ、できる限り地元の講師ということでやっておりますので、地元の講師であれば、1時間3,000円ということで、その部分で減額になっております。

○議長（白石 洋君） 次に、南公民館長。

○南公民館長（山谷栄作君） お答えします。

講演の内容で、県の事業とかで無料の講師が来ている回数が2回ほどあったものですから、それで4万円、その他の事業で4,000円ほど減と、一度の減少があったということでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（三上正二君） わかりました。事業はその分こなしているのだけれども、でも、地元の講師を主体にしてやるというのは、これは大いに結構なことなのだけれども、もし、予算的に余裕があるのだったら、こういう勉強だとか講演会というのは何ぼやってもいいと思うから、もう時間的な制約もあるからできないと思うけれども、そういう形で、町民の勉強にかかわることだから、それは使ってもらったほうがいいと思います。

終わります。

○議長（白石 洋君） 要望でよろしいのですか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 済みません、先ほどの質問の続きなのですが、教育長の計らいで、小学校で水質に対する勉強というか、意識の高揚というのは今非常に見られてきているのですね。町として、まず、川の水質調査なんていうのはやっているものなのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（森田耕一君） お答えいたします。

川の水質調査ということは、現在、坪川の、上北鉦山からの、従来からの鉦毒といいますが、そういうふうな調査は2カ月に1回ぐらいずつ、全部で36カ所だと思いますけれども、その調査はしてございます。あと、ちょっと、川のほうは、調査はしてございません。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 天間東小学校では、水質調査を毎年、去年、おととしとやっているのですが、確実に、上流よりも下流のほうが汚れているというのは判明しているのですね。この下水の問題って、結局、国交省、農水省、総務省、環境庁と、全部分かれてなっていて、統一がとれていないのも実情なのなのですが、いずれにしても、総体的に、ここの町から、要は、汚れた水が小川原湖に流れていかないような対策というのは、これからちょっと目を配っていかなければならないし、それを、水質調査をして公表するだけで、町民の方々の意識というものも変わってくると思うのです。そういうのも、下水の接続率の向上なんかにも役立てるはずですから、そういうのも意識をしてこれからやっていけないものかどうか、町長。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） よく言われております、小川原湖の水質は、当然これは上流に大きい責任があるということでありますので、今御意見いただきました、そういった内容で、やはり実態の数字を出して、町民のいわゆる啓蒙といいますか、そういったものを図っていきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（森田耕一君） 先ほど3番議員のほうからの質問で、合併浄化槽の補助率の割合でございますけれども、ちょっと私、勘違いしてお知らせしましたので。実際の補助率でございますけれども、国が3分の1、県が6分の1、町が2分の1でございます。

以上、訂正をお願いします。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

10番。

○10番（松本祐一君） 33ページの公共下水道の件ですけれども、本来なら、きのう、予算委員会でやればよかったのですが、時間的なことで。当初の公共下水道の計画は、平成23年度は、一番最初の計画は、小川町から橋を渡って、川向町内会とか蒼前とか館野まで行く計画だったのです。ただ、実態はこのとおり、一向に進んでいない。この件に関して、亡き川村三十三先生がよくおっしゃっていたのではないですか、公共下水道の見直しはどうなっているのかと、もう現実に合併浄化槽でいくのなら合併浄化槽でいくのだよということを、私は、町民に知らしめるべきだと思うのですが、その計画はどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（白石 洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鳥谷部 宏君） それではお答えいたします。

下水道につきましては、七戸処理区と天間林処理区、2地区あるわけなのですが、七戸処理区の全体計画が蒼前方面まで入っております。それで、広大なエリアなものですから、全体計画一発で事業認可をとるわけではございません。おおむね、事業認可期間というのは10年以内。ですから、10年以内で整備できるエリアを選定して、随時、そこが終われば認可拡大というシステムになってございます。それで、そこに新幹線の駅が、フル規格だ、ミニだという話もございまして、荒熊内方面に新幹線駅ができるというのが最近でございまして、それに向けて、何よりも先に駅前整備のほうに向けていかなければならないと。今現在、認可期限が、両処理区とも、天間、七戸地区とも、25年度末で切れます。それに向けて、24年度において、認可区域の拡大に向けた見直しと全体計画の見直しを24年、25年にかけて行いたいと思っております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 10番。

○10番（松本祐一君） 町当局としては、10年ごとに認可区域の見直しをすと言っ

ていますが、将来的にわたって、橋を渡ってまで下水道やるのかどうかという基本姿勢が大事だと思うのです。それを、町当局でやりますよというのだったら、ここで言ってもらえば助かるし、これからは、経費的な面もあるから合併浄化槽でお願いしますよと、その選択だと思うのです。だから、川向ばかりでない、向町の人たちだって、みんなそうです。橋を渡ってやっていくかどうかということ私は聞いているだけであって、あとは、国家的な経費の問題もあるでしょうから、そこをはっきりしてほしいのですよ。

○議長（白石 洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鳥谷部 宏君） 今、公共下水道、それから農水省で進めている農集排、それから環境庁で進めている合併浄化槽、もとを正せば、汚水进行处理するという意味で一つなのですけれども、うちのほうは、汚水処理交付金事業、三つ合わせて、農集排はもう終わってございますが、公共下水道、合併浄化槽の話で、一応町のほうの、国、県、町のかさ上げ補助で、合併浄化槽を設置できるところは、公共下水道のエリアであっても、認可区域外であればいいですよということになっております。それで、橋を渡って向町方面とか、蒼前方面に行くのかと言われても、そこはまだ認可区域に入っていないです。ですから、下水道、いつまで待っても来ないと、今、途中で、城内のほうはまだ終わっておりませんので、行くとするならば、それが終わった後だろうとは思いますが、合併浄化槽、下水道を待ってもなかなか、そっちまで今行ける余裕、財政もありますので、行ける余裕がございません。ですから、合併浄化槽の申請をしてもらえれば、それは認可区域外ですので、合併浄化槽の補助は出ると思います。その辺を見計らって、ほとんどの方が合併浄化槽を入れているということであれば、公共下水道の除外するというのも考えられると思います。何せ財政がありますものですから、ちょっと、将来、何十年後の話まで、ちょっと予測できかねます。

○議長（白石 洋君） 町長、このことにつきまして答弁。

○町長（小又 勉君） 基本的には、住宅が密集したところは公共下水道と、郊外は、いわゆる合併浄化槽と、それがまず一つの基本ということでもあります。ただ、町民の方々はそういうふうにはですね、いつ来るのかということもあります。ですから、今、当然、財政もありますし、その計画のこともあります。その辺を総合的に、早目に検討してそれをお示ししたいというふうに思いますので、今ここで、やるやらないと、多分、ああいう場所であれば、やらなければならないと私は思っていますけれども、改めてちゃんと検討して、早目にそれを提示いたしますので、それでひとつ御了解いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

13番。

○13番（田島政義君） 今の、上下水道課長、福島坂の坂下で、町のセンター方式、センター方式でやらないといったときに、中部の議会で一回行ったときは、あそこが一番の下水道の先端を行ってしまして、今みたいな橋で、なかなか工事が面倒なところは、その地

地域に、七戸病院みたいな大きい合併浄化槽をつくって対応し、汚泥は、そのために移動脱水車を買ったのですから、そこで処理したものを汲んで燃やすというので、何回も言っているのです、それは。見てきてやっているわけですから。ですから、いつまでも区域外ではなくて、今、町長が言ったように、考えるのであれば、難しい川を通すのではなくて、地域地域でそういうのをつくれば、移動脱水車で持っていけば問題なくいくわけですから、そのために中部では移動脱水車を何億も出して買ったわけですから。私は、ただ単に通すのではなくて、その地域に合ったものでやっていくと、仕様も200人か300人、世帯分の処理能力持っていますから、あれの倍ぐらいの施設であれば、地域でできるはずですから、そうすると、その辺が、ゲートボール場なりグランドゴルフ場に、その浄化槽のあれがなりますから、その辺も検討してください。私は前にも言っているから、全然検討していないなと思います、今の答弁だと。ひとつよろしくどうぞ。これは要望です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第11 議案第5号

○議長（白石 洋君） 日程第11 議案第5号平成23年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成23年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第6号

○議長(白石 洋君) 日程第12 議案第6号平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第7号

○議長(白石 洋君) 日程第13 議案第7号平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成23年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第8号

○議長(白石 洋君) 日程第14 議案第8号平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号平成23年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第9号

○議長(白石 洋君) 日程第15 議案第9号平成23年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号平成23年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第10号

○議長（白石 洋君） 日程第16 議案第10号平成23年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成23年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第11号

○議長（白石 洋君） 日程第17 議案第11号平成23年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成23年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第12号

○議長（白石 洋君） 日程第18 議案第12号、平成23年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成23年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第13号から議案第21号まで

○議長（白石 洋君） 日程第19 議案第13号平成24七戸町一般会計予算から議案第21号平成24年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたします。

本件9件については、去る3月2日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○**予算審査特別委員会委員長（田島政義君）** それでは、審査の結果の御報告をいたします。

3月2日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました。議案第13号平成24年度七戸町一般会計予算から議案第21号平成24年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月6日と3月7日の2日間にわたりまして慎重審査の結果、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおりでございます。全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告しますが、議員各位におかれましては、全会一致で賛同いただきますようお願い申し上げます。

○**議長（白石 洋君）** これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第13号平成24年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（白石 洋君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（白石 洋君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成24年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成24年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（白石 洋君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（白石 洋君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成24年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成24年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成24年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成24年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成24年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成24年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成24年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号平成24年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号平成24年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成24年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号平成24年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第31号

○議長(白石 洋君) 日程第20 議案第31号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第21 諮問第1号

○議長(白石 洋君) 日程第21 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○日程第22 諮問第2号

○議長(白石 洋君) 日程第22 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○日程第23 陳情第1号及び日程第24 発議第1号

○議長(白石 洋君) 日程第23 陳情第1号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情及び日程第24 発議第1号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書(案)の2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりであります。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第1号は採択とし、発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情は採択し、発議第1号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

○日程第25 請願第1号及び日程第26 発議第2号

○議長(白石 洋君) 日程第25 請願第1号「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する請願書及び日程第26 発議第2号「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)の2件を一括議題といたします。

なお、受理した請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおりであります。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件2件について採決します。

請願第1号は採択とし、発議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する請願書は採択とし、発議第2号「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(白石 洋君) 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第1回七戸町議会定例会を閉会いたします。

大変長い間御苦勞さまでございました。

閉会 午前11時40分

以上の会議録は、事務局長佐野尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成24年3月9日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員